

堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料 概要版



I 章 計画策定の背景と目的

歴史的風致とは

「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第 1 条）であり、人々の活動（無形の資産）と建造物等（有形の資産）が相まって醸し出される良好な歴史的環境のことです。

歴史的風致維持向上計画策定の目的

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように、古代から輝く歴史を有しています。その間、争乱や災害に見舞われながらもそれを乗り越え、中世の自治都市としての発展など、独自の歴史・文化を築いてきました。そして、それらの各時代に築かれた歴史・文化の重層性や伝統を引き継いできた人々の営みが、堺の歴史・文化を特徴付けており、このような歴史・文化は市民一人ひとりの共有の財産といえます。

しかし、都市化や少子高齢化の進行、生活様式の変化等の中、本市固有の歴史・文化について様々な課題を抱えつつあることから、この貴重な歴史・文化を未来へ継承するための総合的な施策の展開が必要となっています。そこで、本市固有の歴史・文化を大切にし、また、それを活かすことで都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちを目指し、総合的な施策をまとめた歴史的風致維持向上計画を策定するものです。

II章 堺市の地域特性

古代（古墳時代まで）

- ・堺の地に人が生活した痕跡は、15,000年ほど前の旧石器時代にさかのぼり（南花田遺跡）、さらに和泉地域を代表する四ツ池遺跡からは弥生時代の様子もうかがうことができます。
- ・古墳時代には4世紀末から5世紀後半にかけて、日本最大の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳をはじめ、大型の前方後円墳が次々と築造され、百舌鳥古墳群が形成されています。
- ・泉北丘陵では、5世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、日本最大の須恵器の生産地である陶邑窯跡群で当時の様子を確認することができます。
- ・美原区域では5世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、鉄製の武器や武具が大量に出土しています。



古代（飛鳥時代以降）

- ・大和国と堺を結ぶ長尾街道（大津道）、竹内街道（丹比道）、難波宮と堺を結ぶ難波大道などの陸路が整備されました。また、奈良時代から平安時代にかけては、古代の土地制度である条里制による、碁盤目状の土地区画がなされています。
- ・神亀4年（727）に行基が土師郷に大野寺を建立し、土と瓦を用いて造られた土塔は、史跡に指定されています。



中世

- ・堺という地名は寛徳2年（1045）に没した藤原定頼の歌集にある「さか井と云所にしほゆあみにおはしけるに」に初めて見られます。
- ・応仁・文明の乱（1467～1477）以降には海外交易港として発展し、堺の町は町衆による自治が行われるようになりました。
- ・天文12年（1543）に種子島に伝来した鉄砲は、数年後には堺で製造が始められ、その後全国一の鉄砲の産地となっています。
- ・堺は様々な文化の拠点となり、中でも茶の湯は、千利休らにより大成されるなど、大きな影響を与えました。
- ・この頃に農村部周辺では、こおどりははじめとする個性豊かな祭礼・行事がはじまったとされています。



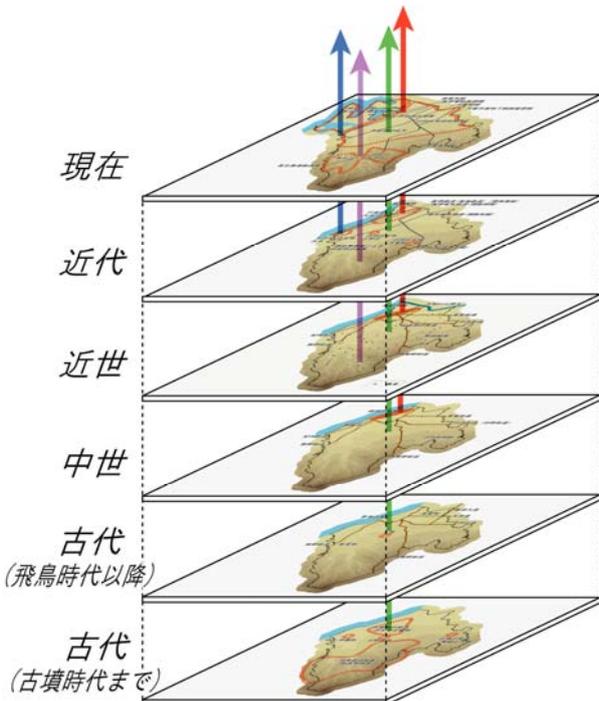
近世

- 大坂夏の陣により甚大な被害を受けた後、江戸幕府によって復興が進められ、現在の環濠都市内の街区構成の基本となっている「元和の町割」が整備されました。またこの後、天領として堺奉行所による支配が行われ、商工業の町としても発展しています。
- 宝永元年(1704)に大和川が付替えられ、土砂の堆積により港への大型船の入港が困難になりましたが、商人らにより港の修築が行われ、現在の堺旧港の原型がつけられました。
- 百舌鳥古墳群周辺で行われた夕雲開(せきうんびらき)をはじめとして、近郊部での新田開発が行われ、水路や溜池の整備が進みました。



近代

- 明治維新後、慶応4年(1868)6月22日に堺県が設置されました。
- 明治3年(1870)には、戎島にわが国2番目の洋式紡績工場が操業を開始し、緞通や煉瓦、紡糸などの関係会社や工場も多く建てられ、工業都市としての発展をみせています。
- またこの頃、浜寺公園、大浜公園の開設により、堺や大阪から多くの人々が公園を訪れ、海濱行楽を楽しむとともに、堺燈台の建造や港湾改修もおこなわれています。
- 鉄道網が整備されるとともに、大美野、浜寺、上野芝などの良好な住宅市街地の形成が進められました。



・南部の丘陵地から海に向かって緩やかに変化する地帯構造に即して、各時代に地域特性に応じた歴史文化が誕生しました。

・『古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥』と『中世を起源とし海に開かれた歴史の核となる環濠都市』は周辺地域の歴史文化の醸成にも大きな影響を及ぼしています。

・近郊集落では地域住民により祭礼行事が継承され、近代以降には海浜部が行楽地として発展しました。

・これらの歴史文化に人々の活動が脈々と継承され、現在、市域全域にわたり、重層的な歴史的風致が形成されています。

Ⅲ章 堺市の維持向上すべき歴史的風致

古代より海に開かれた堺は、中世には自治都市として発展し、海を通じて広く世界へと繋がっていききました。さらに複数の街道が通り、陸路においても流通往来の拠点となっており、人・物・情報が集まることで、各時代に新しい文化を生みだしてきました。市域には、百舌鳥古墳群の周遊、茶の湯、伝統産業、祭礼、海浜公園における行楽など、各時代に新しい文化を取り入れながら地域の人々により洗練されてきた活動があります。これらの伝統を反映した人々の活動は、古墳や環濠内の町家・寺町などの建造物とともに、堺市特有の歴史的風致を形成しています。

百舌鳥

百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致

近世から現在に至るまで、日本各地から多くの人々が仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳を周遊し、陪塚を従えた巨大な古墳を造りえた大王の存在に畏敬の念を抱くなど、特別な思いをはせてきました。



月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

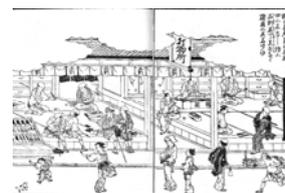
百舌鳥八幡宮の秋祭りである月見祭や、正月に氏子の間で行われる百舌鳥精進を通して、地域の人々がひとつとなるとともに、伝統・文化・歴史を大切にしている心が今もなお地域に根付き、大切に守り継がれています。



環濠都市

伝統産業にみる歴史的風致

刃物や線香などの伝統産業は、江戸時代に行われた「元和の町割」が骨格となる町並みの中で行われ、歴史的にも先進性を持ち続け、世界に誇る匠の技術として今も継承されています。



神輿渡御祭にみる歴史的風致

神輿渡御祭は、『住吉祭礼図屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道や町並みの中で、堺と住吉大社との古くからのつながりがもつ伝統の重み、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心を伝えています。



茶の湯にみる歴史的風致

中世において、千利休などの堺の茶人が影響を与えた茶の湯が持つ礼節やもてなしの心は、今もなお堺において広く伝わり、市内外の人々が流派にとられることなく、茶の湯の文化にふれることができます。



近郊集落

こおどりはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致

地域性や自然環境に即して形成された多様な集落では、豊穡や豊漁を祈念する個性豊かな祭礼が地域住民によって行われ、伝統を受け継ぎ、守り続ける地域の誇りとなっています。



海浜部

海浜部の行楽にみる歴史的風致

海浜部は平安時代から海水を暖めて温浴する「しほゆあみ」の名所として知られ、近代以降は浜寺公園・大浜公園を中心に、最先端の海濱行楽地として発展し、現在も多くの人々が訪れています。





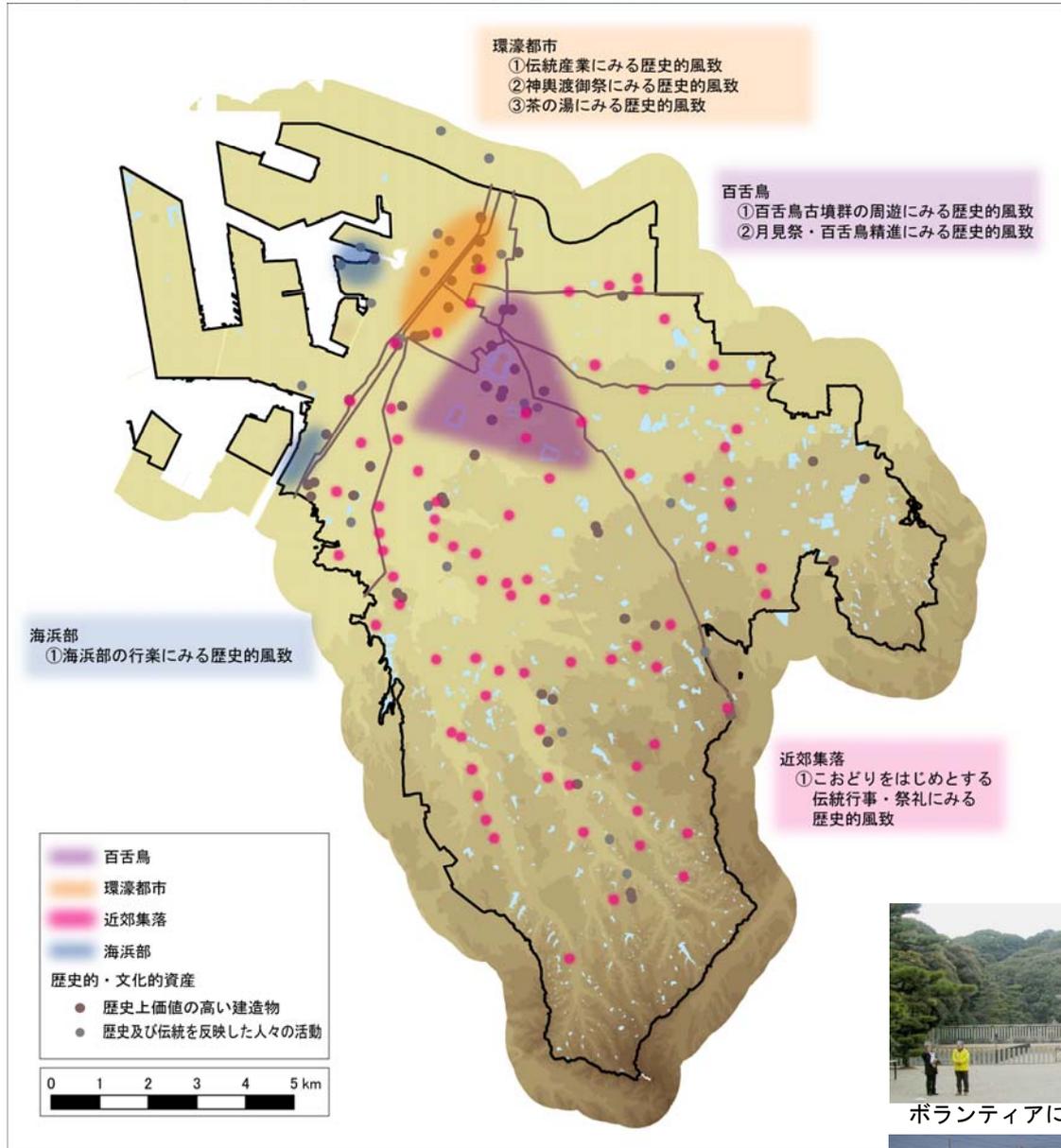
百舌鳥八幡宮秋祭り「月見祭」



堺打刃物製造所（九間町東）



利休忌



ボランティアによるガイド



やっさいほっさい



南海電気鉄道 浜寺公園駅



神輿渡御祭「おわたり」

IV章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針

「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

本市では、歴史上価値の高い古墳や町家、全市に分布する寺社に代表される近世以降の建造物などが数多く残されていますが、時代の移り変わりとともに、これらの貴重な古墳や歴史的建造物の損傷が進みつつあることが課題となっています。

「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

近年の社会・経済情勢、生活スタイルや産業構造の変化を背景に、地域に根付いていた伝統産業や伝統行事・祭礼、あるいは茶の湯などの伝統文化への関心が薄れつつあり、その継承・継続が危ぶまれ、次世代の担い手が不足することなどが課題となっています。

「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

古墳群周辺においては、市街化の進行や周濠の水質・水量不足などにより古墳が生み出す豊かな情景が阻害されつつあり、町家が多く残る地域においても歴史的建造物の減少に伴い、町家や街道が創りだす昔ながらの風情やまちなみが消失しつつあるなど、歴史文化資源を取り巻く環境が変容しつつあることが課題となっています。

「歴史文化に対する市民等の意識」に関する課題

多くの市民が本市の歴史・文化資源を本市が持つ強みとして認識しつつも、身近に感じていない面があり、本市の貴重な歴史文化資源が有する“素晴らしさ”に対する理解や愛着を市民全体さらには市外の人々も含めて共有できていないことが課題となっています。



堺市マスタープランに示す重点プロジェクトである「歴史文化のまち堺・魅力創造」の実現に向け、関連する分野別計画との連携を図りながら、歴史的風致に関する現状と課題を踏まえ、その維持及び向上を図るための基本方針を下記の通り設定します。

歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

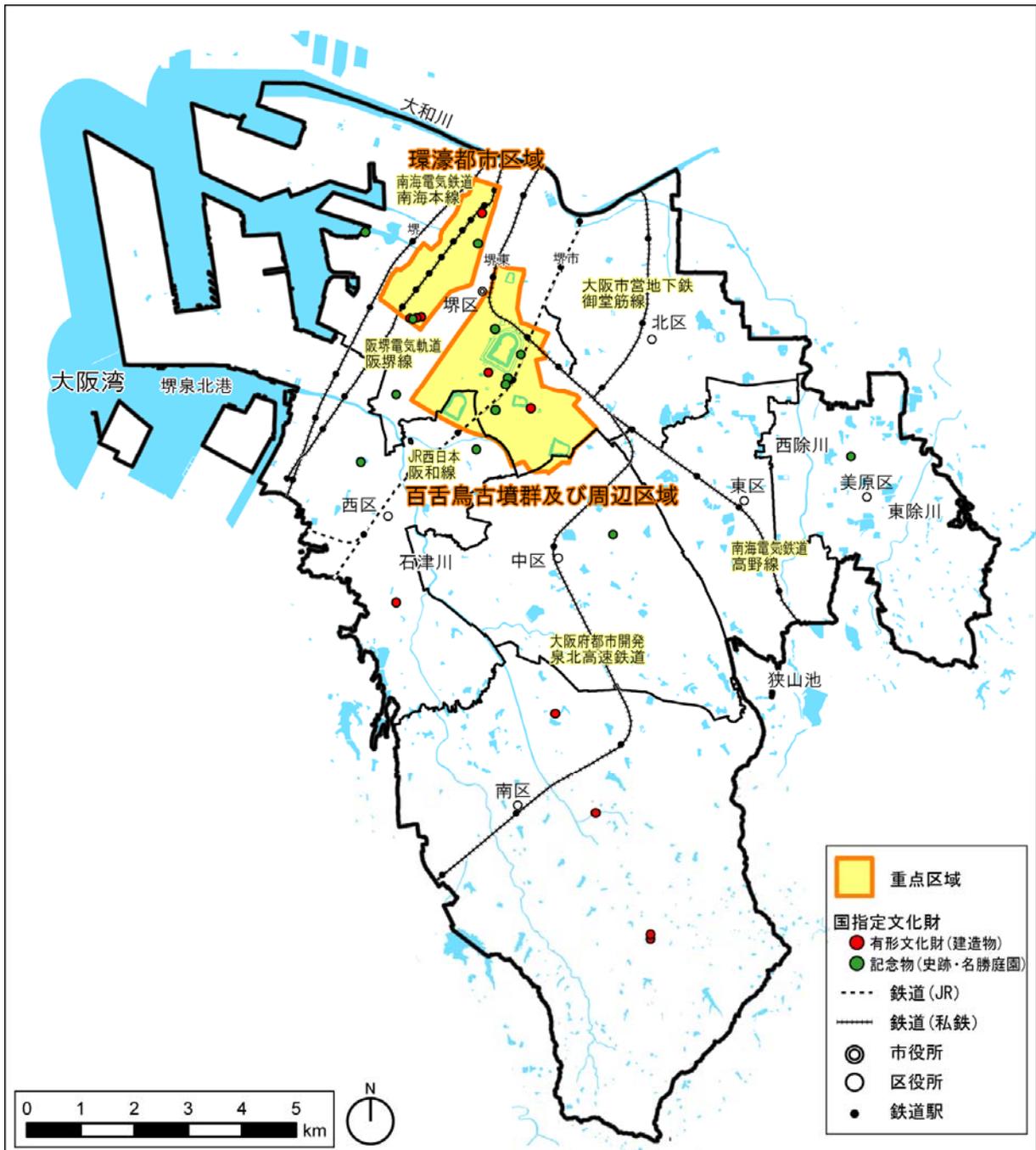
- (1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用
- (2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興
- (3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出
- (4) 歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

V章 重点区域の位置及び区域

重点区域の位置および区域

歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積するなど、本市における歴史的風致の多くが育まれ、歴史文化資源を活かした市の施策を重点的に展開する必要性が高い「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」を重点区域として設定します。

両区域は本市が歩んできた歴史においても特別な存在であり、多くの市民がこのことを十分に認識していることから、当該地域での取組みが市民全体の意識醸成を促進するきっかけとなり、全市的な歴史的風致の維持向上にも繋がることを期待できます。



重点区域の位置

『環濠都市区域』 面積：250ha

環濠都市区域には「伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御祭にみる歴史的風致」「茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致があります。

堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきました。江戸時代に行われた「元和の町割」は、東西の大小路と南北の大道筋(紀州街道)を直交させ街区構成を長方形の短冊型地割とし、今もこの形が基本となっています。宝永元年(1704)に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年(1835)には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となりました。この環濠都市区域内には、歴史的風致の核となる重要文化財の山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門、大安寺本堂、史跡の土佐十一烈士墓、名勝の南宗寺庭園などがあるほか、「歴史的に先進性・独自性・創造性をもった世界に誇る匠の技術」に支えられた伝統産業、「堺と住吉大社との古くからのつながりがもつ伝統の重みを伝え、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心」にみる神輿渡御祭(おわたり)、「中世に千利休をはじめとした堺の茶人」により大成された茶の湯が現在も継承されています。

このような歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらの建造物を包括する範囲として重点区域を設定します。



VI章 文化財の保存又は活用に関する事項

重点区域における文化財の保存又は活用に関する方針

堺市全体に関する事項

本市は百舌鳥古墳群に代表される古墳時代を起源とするものをはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代を起源とする歴史・文化資源が全市にわたって分布しています。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっています。そのため、市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力するとともに、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、魅力的なまちづくりに寄与するように努めます。

百舌鳥古墳群及び周辺区域に関する事項

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、17件の指定文化財があります。

古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡に指定した古墳だけでなく、寺山南山古墳や旗塚古墳などの未指定のもの、仁徳天皇陵古墳などの宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地という異なる位置付けのものがあります。これらの古墳を百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要に応じて保存、修景、整備などを実施します。未指定の古墳については、今後、史跡指定を目指すなど、法令による保存管理の強化を図ります。

さらに、市民や来訪者が百舌鳥古墳群の歴史的意義や価値を理解し、古墳群の保護意識を高めることができるよう、古墳群の歴史・価値等を学び、体感できるガイダンス施設を整備します。

環濠都市区域に関する事項

環濠都市区域には、35件の指定文化財があります。

区域北部には山口家住宅、井上家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在しており、その保存活用についても検討を行っています。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定および登録を進め、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図ります。さらに、これらと調和した歴史的な町並みを形成するため、周囲の建造物の保存・修理や、伝統的意匠を採り入れた修景に対する支援、道路の美装化などについて検討します。

なお、現在計画している文化観光拠点において、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行います。

その他の両区域に共通する内容

無形の民俗文化財については、重点区域内で指定されたものはないものの、神輿渡御祭、百舌鳥八幡宮の月見祭や百舌鳥精進、近郊集落で行われるだんじりやふとん太鼓などの伝統行事や祭礼などの無形の文化財が継承されています。これらの継承の担い手となっている地域住民や団体等と連携し、調査および記録作業の実施、保存継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存継承のための支援を実施します。

Ⅶ章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値のある建造物の保全や修理を行うとともに、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上を目指します。

また、これらの歴史と伝統を反映する伝統産業を守り伝える人々、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するとともに、環濠(内川、土居川)、古墳をはじめとする歴史文化資源を巡る回遊性の向上に向け、周遊路、案内板並びに堺環濠都市の中心に位置し、回遊の基軸となる阪堺線の停留場などを整備・改修します。

さらには堺の歴史文化資源の魅力を市内外に発信するとともに、歴史文化の情報発信・交流の拠点となる展示・交流施設や体験学習施設などの施設整備を進め、訪れる人々に本市が持つ歴史的風致の魅力を伝え、共感を育み、永く未来へと継承できるよう取組みます。

※事業については調整中

古墳時代をはじめ、各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理（保存・修理事業など）	古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）
【百舌鳥古墳群及び周辺区域】 ○百舌鳥古墳群史跡整備事業 ○重要文化財高林家住宅保存修理事業 【環濠都市区域】 ○歴史的建造物保存修理事業 ・堺市指定有形文化財井上家住宅（鉄砲鍛冶屋敷）保存修理事業 【市域全域】 ○指定文化財管理費補助事業	【百舌鳥古墳群及び周辺区域】 ○視点場の整備に関する調査検討 ○百舌鳥古墳群水質改善事業 【環濠都市区域】 ○宿院町公園再整備事業 ○まちなみ再生事業 ・町家修景への支援 ・町家周辺の景観整備（道路の美装化） ○阪堺線停留場美装化等事業 ○紀州街道沿線の景観づくり
「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援	歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有 その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項
【百舌鳥古墳群及び周辺区域】 ○市民と協働した古墳の保存管理のしくみづくり 【市域全域】 ○堺市地域文化遺産活用活性化事業 ○観光ボランティアガイドの育成・支援 ○堺市市場産業振興事業補助事業 ○堺市伝統産業後継者育成事業補助事業 ○堺市ものづくりマイスター制度 ○堺市伝統産業輝く人材育成事業 ○堺市伝統産業チャレンジ支援補助事業 ○伝統産業高度化支援事業	【百舌鳥古墳群及び周辺区域】 ○百舌鳥古墳群に関する情報発信 ○古墳群周辺案内サインの整備 ○百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備 【環濠都市区域】 ○観光サイン事業 ○町家活用事業 ○ザビエル公園再整備事業 ○自転車関連事業 ・通行環境の整備 ・コミュニティサイクルポートの整備 ○阪堺線低床式車両導入等事業 ○文化観光拠点整備事業 【市域全域】 ○史跡・重要文化財等公開事業 ○堺産品海外需要拡大事業 ○堺市伝統産品プロモーション事業 ○堺・スタンダード事業【茶の湯】

環濠都市区域における主な事業

■宿院町公園再整備事業



■まちなみ再生事業



■歴史的建造物保存修理事業



■文化観光拠点整備事業



- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業補助事業

■阪堺線停留場美装化等事業

- 紀州街道沿線の景観づくり
- 観光サイン事業
- ザビエル公園再整備事業
- 自転車関連事業
- 阪堺線低床式車両導入等事業

Ⅷ章 歴史的風致形成建造物に関する事項

歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定の基準

重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第46条第1項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)第4条第1項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第33条第1項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復元に努めるとともに、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民および来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望みされる外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、堺市文化財保護条例(平成3年条例第5号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針1.を踏まえた上で、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。
4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針1.を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望みできる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行うとともに、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るよう努める。